

令和5年8月17日

全員協議会資料②

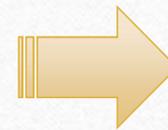
地域環境部 環境対策室

ごみ処理の広域化・集約化の 検討について

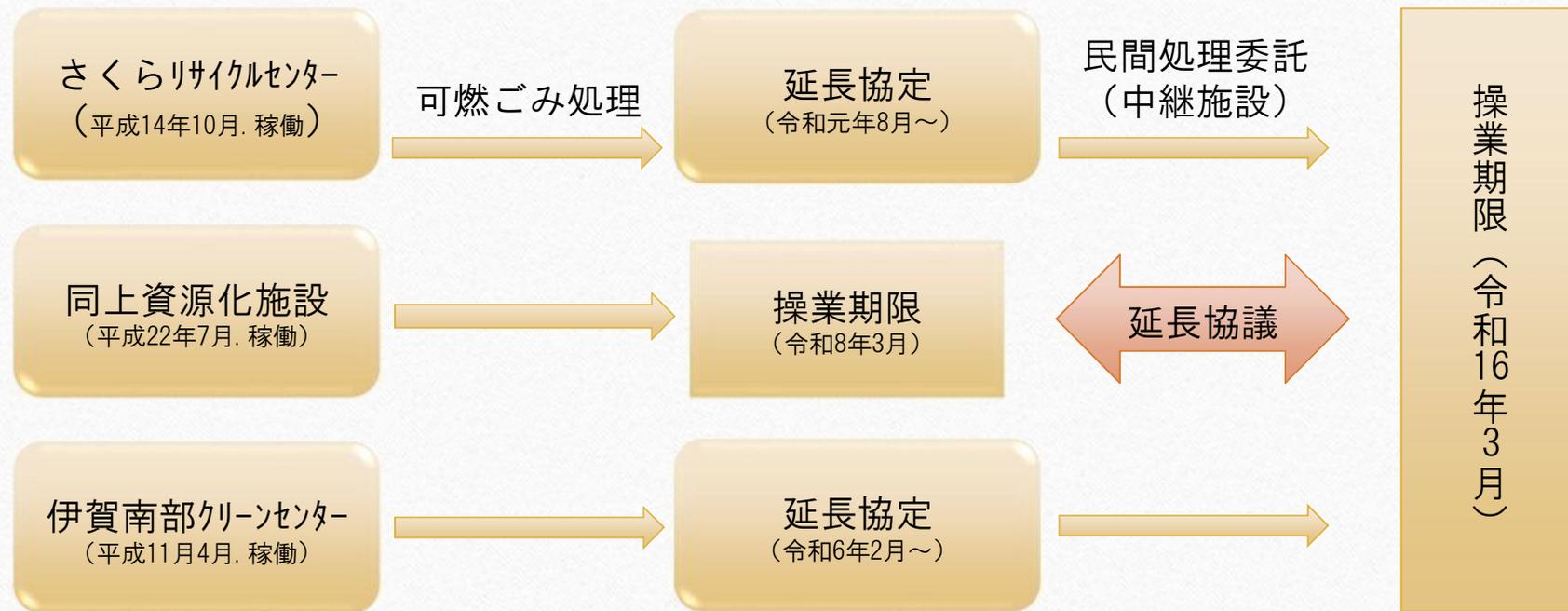
～持続可能な適正処理の確保に向けて～

ごみ処理施設の現状

さくらリサイクルセンター：青山支所管内を除く伊賀市全域
伊賀南部クリーンセンター：青山支所管内 及び 名張市全域



操業期限迫る



ごみ処理施設・広域化検討の経緯

平成26年3月 伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する答申
(伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会)

財政的な規模効果を含めた効率的なごみの減量化・資源化及び施設整備・運転管理の検討を行う必要があるため、将来的なごみ処理の広域化を市の基本理念とすべきと考える。

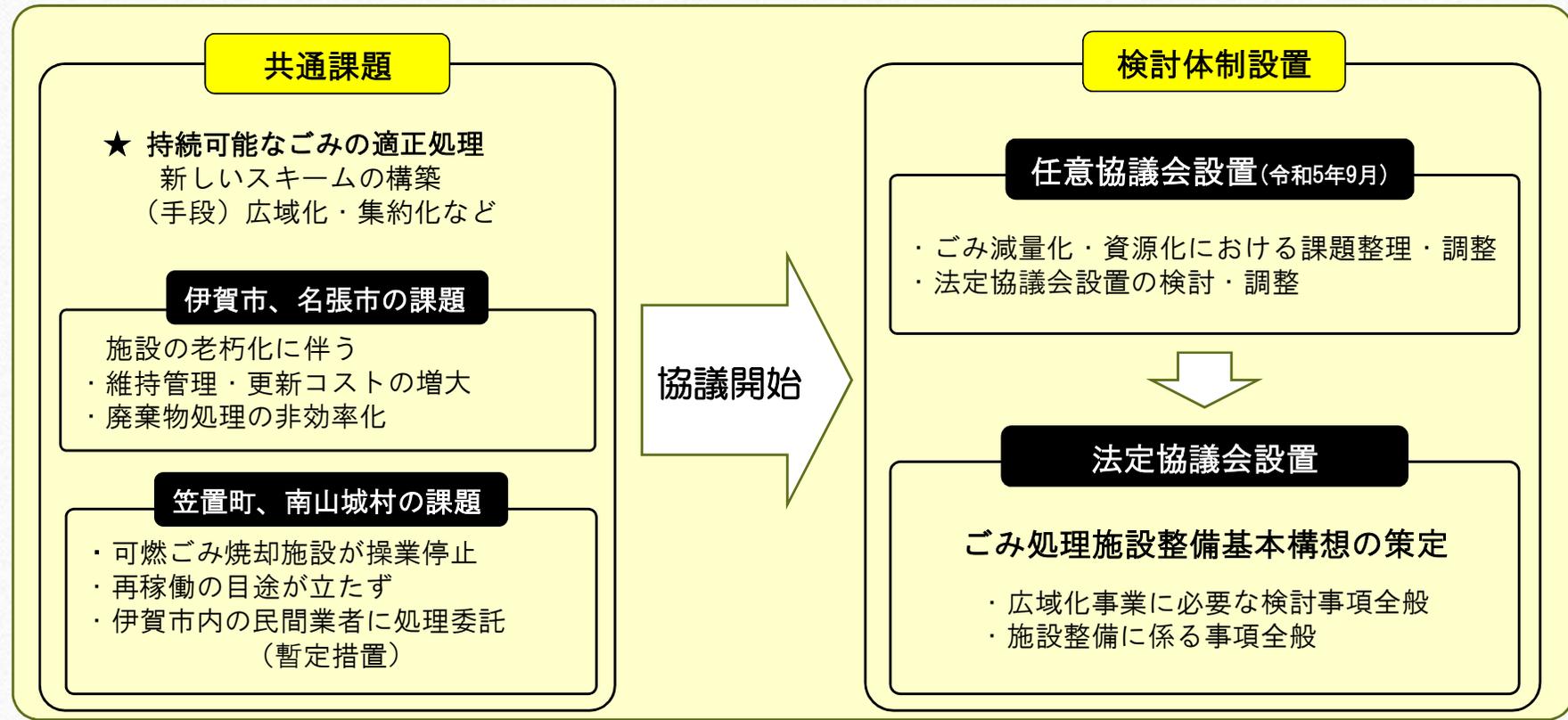
令和2年2月 伊賀市・名張市における一般廃棄物処理方法検討会 報告書

建設経費削減、施設運営経費削減から広域化による共同処理の効果が大きい。

令和5年3月 南山城村、笠置町 ごみ処理広域化計画への参画のお願い

相楽東部クリーンセンターが操業期限到来により平成31年3月に操業を休止し、現在は民間処理委託（伊賀市内）している。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会



法定協議会における検討内容

現時点の想定イメージ（参考）

（仮称）伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会

移行
（令和5年度中）



任意協議会（設置目的）：ごみの資源化・減量化における課題整理・調整

法定協議会（設置目的）：ごみ処理基本構想の策定

基本構想の策定
内容（案）

ごみ処理施設整備基本構想（案）

○ 広域化事業に必要な検討事項全般

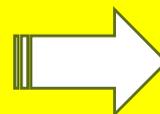
- ・ごみ分別方法等の調整及び統一の検討
- ・収集運搬方法
- ・ごみ処理手数料（ごみ袋）の統一
- ・中間処理の方法、施設の検討
- ・再資源化処理の検討（資源化の推進）
- ・建設費、処理費の抑制
- ・広域処理組織の検討 など

○ 施設整備について

- ・一般廃棄物処理施設の整備
- ・一般廃棄物の処理方式（処理ごみ）
- ・施設の建設・運営方法（事業運営方式）の実施主体
- ・施設整備事業等経費の資金調達方法と負担割合 など

【期間】
概ね18か月

基本構想策定の中で
広域化組織への参加の最終判断



地域循環共生圏の形成

候補地選定、基本計画策定、地域計画策定など

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会会則（案）

（目的）

第1条 この会則により設置する協議会（以下「協議会」という。）は、持続可能なごみの適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事項について連絡及び調整することを目的とする。

（名称）

第2条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会という。

（協議会を設ける市町村）

第3条 協議会は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務の連絡調整を図る。

- （1）ごみ減量化・資源化に関する事務
- （2）法定協議会設置に関する事務
- （3）前2号に掲げるもののほか、ごみ処理の広域化に関する事務。

（組織）

第5条 協議会は、構成市町村の長その他協議会が必要と認める者を委員として組織する。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第7条 協議会の補佐及び調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、構成市町村のごみ処理を所管する部署の長を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選により決定する。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会会則（案）

- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 3 協議会の会議及び幹事会の会議（以下「両会議」という。）の開催の場所及び日時は、当該会議に付すべき事項とともに、会長又は幹事長があらかじめこれを委員又は幹事に通知しなければならない。

- 4 両会議は、委員又は幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

（関係者の出席等）

第9条 会長又は幹事長は、必要があると認めるときは、協議会又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（事務局）

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、委員が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 協議会の担任する事務に要する経費は、構成市町村がこれを負担し、その負担する額は、委員が協議して定めるものとする。

（協議会の解散）

第11条 協議会は、委員の協議によって解散する。

（その他）

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、委員の協議により決定するものとする。